

本願寺史料研究所報

12号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 ○七五一三四三一三三一一

内線(五四一八)

発行人 所長 千葉乘隆

発行日 一九九五年六月一六日

戦国時代の橋立真宗寺

小泉 義博

はじめに

橋立真宗寺は、近世前期編纂の「越前国寺庵」によれば、西本願寺派の「院家」に位置付けられる極要の寺院であった。当寺の由緒については、幕末期に西本願寺に提出された由緒書（以下では文政由緒書と呼ぶ）^①のほか、真宗寺に残される明治初年作成の由緒書（以下では明治由緒書と呼ぶ）もある。幸いにいま前者の文政由緒書を閲覧することができたので、本稿末尾にその紹介を行い、あわせて当寺創立の経緯などに若干の検討を加えてみたいと思つ。

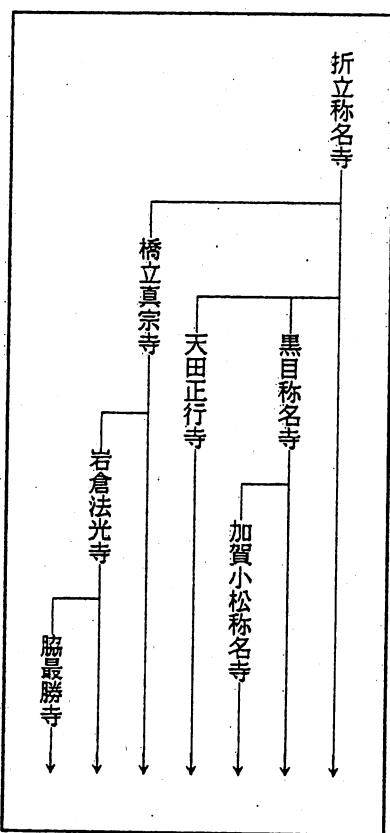
は次のようであつたと云う。

開基の佐々木盛綱は、近江国佐々木に居住した佐々木義秀の三男で、相模秦野に転じて源頼朝に属し、さらに越前今立郡方上庄橋立村に居住した。承元元年（一二〇七）に親鸞が越後左遷の途中で止宿したので信者となり、供奉して越後に至つて出家し、法名を光実坊法善と称した。やがて橋立村に戻つて真宗寺を建立し、阿弥陀如来像・上宮太子像を安置するが、正元元年（一二五九）七月二日に往生した。法善の木像は譲・名ともに親鸞の筆とされている。

文政由緒書では右のごとき真宗寺創立の経緯が語られているが、問題点も少なくない。例えば源頼朝の感状は、文言・様式いずれにも問題があり、採用するわけにはいかないであろう。また親鸞止宿伝説も、高田派・三門徒派のいくつかの寺院に通有のもので、残念ながらその信頼度は低いとしなければなるまい。^④

ところで、当寺と先祖を同じくする分立寺院には、当然のことながら同じような内容の由緒が残されており、真宗寺の歴史を辿るに

図1 称名寺からの分立寺院



は大いに参考となる。そこでまず、真宗寺の本寺（本家）に当たる折立称名寺の由緒を取り上げよう。折立称名寺（高田派、大野郡下味見村折立）^⑤も開基は近江佐々木盛綱とされ、彼は親鸞に従つて出家して法名光実と称し、関東・北国を経回して越前に来たり、まず木部、次いで岡保、そして折立に転じて称名寺を創建した。それ以後の歴代は、法善坊光実—淨元—照任—真空—真光（この弟真祐は黒目称名寺、同弟祐覺は正行寺を繼承）—順覚—祐元—真乘—順明—顯立—惠明—順円—惠源—惠久—惠証—惠慶—恵性と続いたとされている。この折立称名寺から橋立真宗寺が、いつの時点で分出したかは判然としないが、寺伝では真宗寺は称名寺の「隠居寺」とされ、しかも法善に続く後継者がすでに両寺で異なっているので、晩年の法善が折立から橋立に転じて隠居し、その隠居所がやがて真宗寺の寺号を得たものと考えられる。もしそうでなくとも、その分立はかなり早い時点のことであろう。

続いて、折立称名寺から分出した黒目称名寺・天田正行寺の由緒についても眺めておこう。黒目称名寺（高田派、坂井郡浜四郷村黒目）の由緒でも、開基は佐々木盛則（盛綱か）とされ、天福元年（一一三三）に出家して法名光実を称し、仁治二年（一一四一）に大野郡折立村に一字を建立して称名寺と号した。永享元年（一四二九）九月に火災に遭ったので米納津に転じて再建されたが、やがて風砂の害を被るようになつたため、永禄三年（一五六〇）に現在地黒目に転じた。天正三年（一五七五）には慧祐が下間頼照を討つて、柴田勝家から感状を受けたとされる。また天田正行寺（高田派、足羽郡上宇坂村西天田）の由緒によれば、正行寺も開基は佐々木盛綱とされ、彼は親鸞に帰依して西念坊光実と称し、やがて越前に来て吉野岡（吉田郡岡保村吉谷）に一字を建立して称名寺と称したが、まもなく大野郡下味見村折立に転じた。元応二年（一三一〇）に第四代真空が死去したので、その嫡子真光は称名寺を繼承し、第二子真祐は黒目称名寺を繼ぎ、第三子祐覺は折立南坊（のちの正行寺）を繼いだ。第八代春祐の時の長禄年中に寺号を下付され、第九代祐光の時に兵火にかかり、第一〇代祐眞の時に正林坊と称した。第一三代惠祐の時に正行寺と改めたが、明治二九年に洪水で建物が流失したので、現在地の西天田に転じたとされる。

右の黒目称名寺・天田正行寺の由緒に基づけば、折立称名寺は定着するまでに木部・岡保・折立と転居しており、元応二年（一三一〇）の第四代真空の死去を契機にして、折立称名寺（嫡子真光）・

黒目称名寺（第二子真祐）・折立南坊（正行寺、第三子祐覺）が分

出したものと思われる。このうち黒目称名寺が永享元年に米納津に移転する以前は、次に掲げる加賀小松称名寺の由緒から判断して加賀国内に住していたと思われ、その後さらに黒目に転じたものであろう。

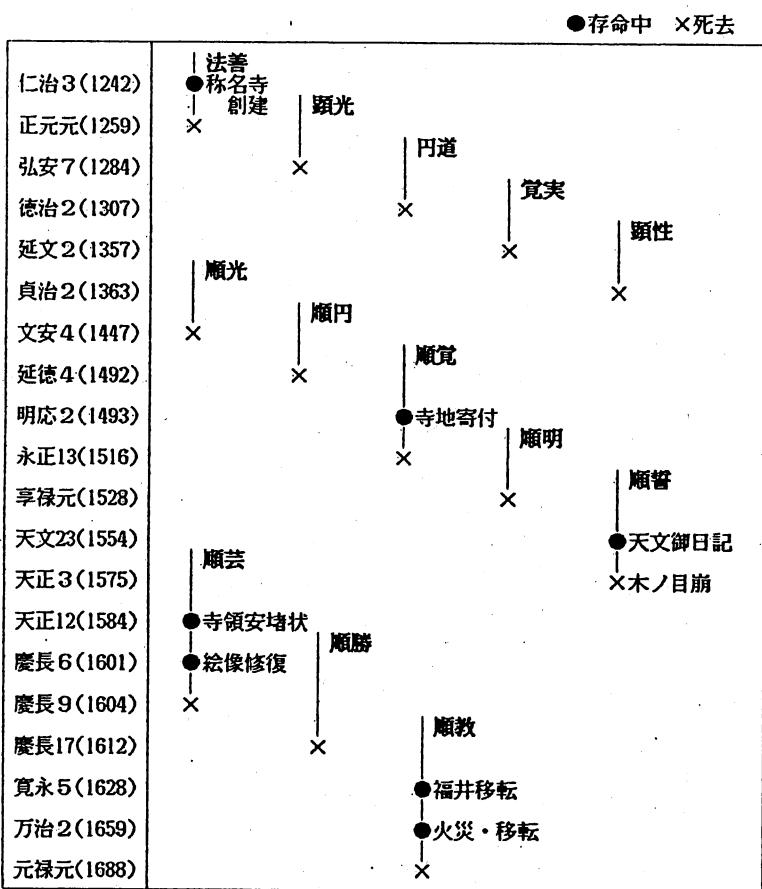
いま一つ、かなり早い時点で分出したと思われる寺院に、加賀小松称名寺（東派、石川県小松市西町）がある。⁽⁹⁾これも開基は法善とされ、もとは相模国秦野郷源秀綱の三男の佐々木左衛門尉盛綱と称し、建永元年（一一〇六）に五六歳で出家して西念と号したが、承元元年（一一〇七）に親鸞に帰依して改宗し、法善と称した。次いで越前折立に一字を創建し、承久三年（一一二一）には加賀能美郡赤井村に称名寺を建て、さらに越前坂井郡黒目村にも称名寺を建てた。法善の長男盛則は出家して光実と号した。次いでその長男光熙は黒目村称名寺を相続し、二男頼亮は加賀小松称名寺を継いだ。いずれも高田派に属した。第九世明頼は文明二年（一四七〇）に本願寺達如に帰依して本派に属した。寛永十五年（一六三八）に小松竜助町に移転し、第十九世亮空は享保十三年（一七二八）に現在地へ転じたとされる。この小松称名寺の由緒では、開基佐々木盛綱の法名を西念（のち改めて法善）とし、その長男盛則の法名を光実と述べる点が目新しい。当寺は黒目称名寺からの分出と判断され、もしそれが黒目第二代に当たる時代とすれば室町初期頃のことであつたろうか。

次に、橋立真宗寺から分出した寺院として岩倉法光寺、さらに法光寺から分出した寺院に脇最勝寺があるので、この両寺についても

眺めておこう。岩倉法光寺（高田派、もと足羽郡東郷村岩倉、のち同村柄泉の枝村赤坂に転ずる）⁽¹⁰⁾も、佐々木三郎光実入道法善房の創建にかかり、橋立真宗寺から分出した。親鸞が止宿したとの所伝もあり、弘治元年十一月に朝倉義景から制札を受け、文化七年に岩倉から柄泉赤坂に転じたとされる。いま一つの脇最勝寺（西派、足羽郡東郷村脇）は、近江佐々木氏の一族が岩倉村に居住し、親鸞の弟子となつて「法光寺教入」と称したのが最初とされる。この所伝から、最勝寺が法光寺から分出したものであることが判明する。そしてその長男教証は一旦還俗して佐々木善右衛門と称したが、後に再び出家して脇村に一字を建立し、文化年中に至つて寺号を付与されたとされる。

以上に検討した由緒書によつて、おおよそ次のような分出の経緯をまとめる事ができるであろう（図1参照）。すなわち、最初に佐々木盛綱（法名法善）が越前で創建したのは折立称名寺で、ここからまず橋立真宗寺が分立した。それは法善の隠居所が寺院化したものと思われる。続いて折立称名寺からは黒目称名寺・天田正行寺が分立するが、これは鎌倉末期のことであろう。そしてさらに黒目称名寺からは加賀小松称名寺が分立するのである。他方、橋立真宗寺からはまず岩倉法光寺が分立し、さらに法光寺からは脇最勝寺が分出したのである。

図2 橋立真宗寺の歴代住持



記されている（図2参照）。

第二世 順光……弘安七年（一二八四）六月五日死去。

第三世 円道……徳治二年（一三〇七）三月十日死去。

第四世 覚実……延文二年（一三五七）十月六日死去。

第五世 覚性……貞治二年（一三六三）正月十四日死去。

第六世 順光……文安四年（一四四七）三月四日死去。

ここで歴代住持の法名に注目すると、第一世から第六世までの法名には全く規則性が見られない。血縁関係にあるかどうかをも疑わ

せる点があるが、これは住持職の継承原理が法脈相承（師弟関係）であることを意味していると推測され、真宗寺が高田派に属していることを示唆している。しかるに、第六世以降は「順」が通字として用いられていて、血縁に基づく継承である点が積極的に標榜されていふと言わねばならない。この変化が生じた理由は、明治由緒書に記されるごとに、第七世順円が高田派から本願寺派に転じたことにあると思われる（後述）、本願寺派の組織原理は住持職の父子相続（血脉相承）が基軸になっていると言つことができる。つまり真宗寺は、本願寺派に帰属することによって、寺院継承の原理を法脈から血脉へと公然と転換できたのである。

なお、第五世顕性と第六世順光の没年には約八〇年の隔たりがある、いささか不自然となっている。その間に、名前の不明となってしまった住持が存在するか、または一時期、無住状態が続いたと想定しなければならないであろう。

次いで第七世の順円は、延徳四年（一四九二）八月十四日死去とされる。文政由緒書では事蹟が全く記されていないが、明治由緒書には次のような記事が見えている。

第七世順円ノ時、本願寺第八世慧澄大師、当國坂井郡吉崎浦在院中、順円、国主朝倉貞景ニ昵近シ、当宗ノ法義ヲ勧ム。依テ貞景父子、深ク真宗ニ帰依ス。是全ク順円ノ功ナリトテ、大師其功ヲ賞セン為メ、自ラ見真大師及ヒ自己連座ノ肖像ヲ画テ、順円ニ与フ。⁽¹²⁾

すなわち、順円の時代に蓮如が吉崎に來たので、それを契機に順

円は朝倉貞景に念仏を勧め、貞景は真宗に帰依することとなつた。その功績で順円には、親鸞・蓮如連座絵像が下付されたと言うのである。前半の朝倉氏帰依の部分は創作と思われるが、後半の連座絵像の下付は事実と考えてよいであろう。

続いて第八世が順覚で、彼は永正十三年（一五六六）四月二一日の死去とされる。この順覚についても、明治由緒書には次の記事がある。

第八世順覚、明応二癸丑年六月十三日、領主朝倉彈正左衛門貞景ヨリ、寺地五反七畝拾歩寄附セラル。寄附状令猶保存ス。此地ハ今立郡橋立村ニアリテ、当地ノ旧屋敷地ナリ。古来ヨリ除地ニ定メラレシカ、明治四年三月、旧本保県支配ノ節、始メテ地租ヲ徵収セラル。⁽¹³⁾

すなわち、順覚は明応二年（一四九三）六月十三日に、橋立村で寺地五反余を朝倉貞景から寄進され、除地として扱われていたと述べられるのである。

ところで、順覚が永正十三年に死去してまもなくに、本願寺実如から真宗寺に対し阿弥陀本尊像が下付され、その裏書には次のように記されていた。

大谷本願寺釈実如 御判

永正十五年戊午五月十五日

方便法身尊像

橋立真宗寺 順覚後家

越前国今北郡方上之庄

願主釈妙忍

⁽¹⁴⁾

右の裏書きには訂正すべき箇所が一つある。それは「橋立真宗寺順覚後家」と「越前国今北郡方上之庄」との位置を、前後入れ替えねばならないという点である。本願寺坊官が控を作成した際の錯誤であろう。

ところで、そもそも右の本尊像の下付申請を行つたのは順覚であり、それが彼の存命中であつたことは疑いない。とすれば、申請から下付まで二年以上の時間を必要としたことが、右の史料からまず判明する。しかるに問題とすべきは、なぜそれが後継の第九世順明には下付されず、順覚後家たる妙忍に宛てられているのかという点であろう。

考えられる理由としては、あくまで先代順覚の申請である点が重視されてゐるところ点であつて、もしこれに代理が必要となれば、それは後家妙忍しか勤めることができなかつた。つまり、次代（後継）の順明では世代が替わつてしまい、代理とはなり得なかつたのである。かかる観点に立つて理解するならば、絵像の機能は、本願寺門主と当該住持との間の帰属関係（世俗で言う主従関係）を成立させる媒体になつてゐたと理解され、しかもその関係は、いざれか一方の死去によつて消滅するものであつたと想定しなければなるまい。つまり後継の順明は、先代順覚と本願寺門主実如との間の人身的関係を、そのままに相続することはできなかつたのであつて、新住持となつた時点から彼は、新たに門主との間の帰属関係を構築していくかねばならないのである。

ところで、このような人身的関係が本願寺門主と末寺坊主との間

に成立していたならば、同じ論理の延長として、坊主と門徒衆との間にもこうした個別的関係が成立していたと考えねばなるまい。そもそも絵像は、寺院の住持一人の所有物ではなく、門徒衆の存在を前提にするものであって、絵像下付に必要とされた費用の大半は、おそらくは門徒衆の合力で調達されていたことであろう。とするならば、門徒衆がどの坊主に帰属して絵像下付を申請したのかという問題は、換言すれば、どの坊主の手次で極楽に往生できるかという問題に等しいのである。つまり坊主・門徒の間に成立した帰属関係もまた、たとえ直系の後継者といえども、それをそのまま継承することはできなかつたのである。

一一一

さて、第八世順覚が永正十三年（一五一六）に死去し、その後継

となつたのは第九世順明である。文政田緒書では、彼は享禄四年（一五三一）四月十七日まで存命したと記されていたが、この時には誤りがあるらしい。すなわち、「天文御日記」天文二十年（一五五二）八月十日条に次のようない記事があつて、順明の没年が計算できるからである。

為意於橋立真宗寺親順明廿五回_○相當取越年之志、調之。仍六百疋出之云々。抑汁三、菜九、茶子七種也。人數者兼智・常住衆・卅日番衆、自本真宗寺、同門徒一人。_○

右の記事では、橋立真宗寺順明二五回忌の志として「斎」の準備が行われ、その経費に充当すべき六〇〇疋が上納された。そこで本

願寺証如は順誓とその門徒一人を「斎」の会食に同席させたと見えている。ただしその二五回忌は来年のことだとの注記もある。これを基準にして順明の没年を計算すると享禄元年（一五二八）のこととなり、由緒書の没年の記事と翻訛が生じてしまう。もちろん信頼度は「天文御日記」の方が高いから、順明の死去は享禄元年のこととすべきであろう。

さて、順明が死去してまもなくの真宗寺に宛てて、本願寺から本尊像が下付されることとなり、その裏書には次のように記されていると語つ。

本———

天———

方———形 橋立真宗寺順明後家

願主——

（奥書） 「裏書 坊主後家奉安之本尊可為此分」_○

右の史料では肝心の箇所が省略されていて不明の点が多いが、天文初年のものであることは確実である。順明の死去は享禄元年のことであり、絵像申請が生存中の彼によつて行われたであろうことは疑いない。しかるに天文への改元は、享禄五年（一五三二）七月二十九日をもつて行われるから、順明の死去から右の絵像裏書の作成までに、実に五年以上の長期間が過ぎていたとしなければならぬ。前節の永正十五年の絵像下付では、二年程度の期間で下付されたと推測されたから、今回の下付は必ずしも円滑に実現したものではなかつたのであり、もしかするとその経費捻出に手間取つたもの

かも知れない。それはともかくとして、今回もまたもや死没した住持順明の代わりに後家某を宛所としており、偶然ながら一度も後家宛てに絵像下付が行われているのは珍しい事例であろう。この裏書きからも、絵像はあくまで申請者に下付され、もしそれが困難な場合には、その代理たる後家宛てに下されるとの原則があつたことが確認でき、決して次代住持宛てとはならなかつたことが知られるのである。

四

順明が享禄元年（一五二八）に死去した後、その後継者となるのが第十世順誓である。先代は在職十二年程度で死去したから、次代の順誓はかなり若い時点で繼職したと思われる。「天文御日記」天文二十三年（一五五四）三月二十一日条には、

就本書拝読、各有礼。光善寺実玄式百疋、ナシホ式部卿質勝百

疋、頭証寺証淳二百疋、興正寺証秀五百疋、橋立真宗寺順誓式

百疋、以上五人也。^⑯ 二月九日十日比より讀初之也。

とあって、「天文御日記」を拝読した五人のうちに順誓が含まれていて、本願寺末寺として真宗寺はかなり重要な位置にあつたことが判る。そのほか「天文御日記」には九ヶ所において橋立真宗寺の寺

号が登場し、「斎」の当番などを勤めていることが知られるが、それらはいずれも順誓の動向を示すものである。

順誓は、文政由緒書では天正二年（一五七四）八月十六日まで存命したとされるが、この年次にも錯誤があるので、正しくは天正三年

のことである（後述）。また事蹟についても何も記されないので、代わりに明治由緒書を眺めると、先代順明の項に次のような記事が見えている。しかしながらこれは、実は順誓の事蹟に属する事柄である。

(第十九世順誓)
第九世順明代、加賀国斯波義信ヨリ書状三通到来ス。委クハ別紙宝物帳ニ記ズ。

右に語られる斯波義信の書状がいつのものか、またいかなる内容なのかが、「真宗寺文書」によつては全く不明である。宝物帳に該当する史料を見ても、「加州斯波義信之消息 売幅」^⑰と記されるだけで、一向に詳細が判明しない。しかるに田野最勝寺の歴史を追究するなかで、この斯波義信書状というものは、次の最勝寺宛ての書状と同文であることが明らかになつた（この書状は最勝寺に旧蔵されたもので、いまは美濃郡上郡の「安養寺文書」に属する）。

(端裏切封)
(墨引)

就越州入國之儀、從尾乃被相調子細候。此砌以人數於馳走者、國望之儀堅可申付候。此方儀悉相調候。國之儀條々可然子細出

來候。時節到来候間、少も無油斷可有行事肝要候。恐々謹言。

(天文十年)
(斯波修理大夫)
九月廿四日
(墨)
義信（花押）

西勝寺

右の書状は、尾張に居住していた本来の越前守護たる斯波氏（実名は未詳）が天文十年（一五四一）になつて、旧領地回復を由指して越前侵入を計画した際、本願寺を通じて加賀一向一揆などの本願寺勢の支援を要請したのに対し、本願寺証如も同年八月二日に、「

就越州御進発之儀、示預候。珍重候。」と、協力を約束するに至った。そのとき斯波一族たる修理大夫義信が、各地の勢力の糾合を目指して右の書状を発したのである。宛所の「西勝寺」とは田野最勝寺のことである。単に宛字が用いられているにすぎない。本来の所蔵者最勝寺から現蔵者安養寺に文書が転じた原因は、明治期の史料調査の際に混乱が生じたからであろう。

その言うところは、尾張斯波右兵衛佐から越前侵攻戦の実施が命ぜられたので、これに呼応して最勝寺も軍勢を整えて馳走を行なうならば、入国後には望み通りの知行地を給与するであろう。当方の準備は万端整つており、越前でも「可然子細」が出来していく。時節はすでに到来しているので、油断なく協力するように、と述べられている。

右の文言中で、時節到来と強調されている「可然子細」が、一体いかなる事態を指しているのかという点であるが、これは同年に朝倉一族の景高が当主孝景と対立して出奔した事態を意味している。越前復帰を目指す景高は本願寺に協力を要請し、もし当主孝景を倒して復帰したならば、本願寺に対しても二郡を給与して弟子になるであろうと約束している。⁽²³⁾ あいにくこの景高の失地回復運動は不調に終わり、彼は九州への没落を余儀なくされてしまうが、こうした朝倉氏一族の内部分裂に乗じて、尾張斯波氏も越前回復の試みを行おうとしていたのである。けれども、この斯波右兵衛佐による越前侵攻戦も、残念ながら実施には至らなかつたようである。

就越州御進発之儀、示預候。珍重候。」と、協力を約束するに至った。そのとき斯波一族たる修理大夫義信が、各地の勢力の糾合を目指して右の書状を発したのである。宛所の「西勝寺」とは田野最勝寺のことである。単に宛字が用いられているにすぎない。本来の所蔵者最勝寺から現蔵者安養寺に文書が転じた原因は、明治期の史料調査の際に混乱が生じたからであろう。

これによると、順誓は永禄四年（一五六一）に権律師に任せられたこと、加賀の義統・倚玉から書状がもたらされたこと、元亀四年（＝天正元、一五七三）の春に朝倉義景が敦賀郡に出陣した際、順誓からの音信に対して返事が届けられたこと、そして織田信長による天正三年（一五七五）の越前再侵攻戦に当たり、順誓は「護法」のために一向一揆勢の大将の一人として木ノ日峰・鉢伏を守備したが、一揆勢はついに総崩れとなり、順誓も白鬼女まで敗走したが追いつかれて、ここで戦死してしまったこと、以上のような推移が語られている。あいにくと義統・倚玉の書状、朝倉義景からの返信など、いずれも現存していないので詳細は不明である。天正三年の木ノ日峰崩れによって順誓が白鬼女で敗死したとの記事については、総大將下間頼照や徳勝寺祐寿が討死した八月十五日の翌日に当たるから、信頼してよいであろう。

なお「宝物帳」に当たる史料を見ると、

(十代) 順誓
十一代順芸代、当國々主ヨリ天正二年十一月一日拝領。⁽²⁾

天正三
十一月廿五日

遠藤惣兵衛
貢(花押)

大野郡之内々所々
御給人衆⁽²⁾

百姓中

とあるが、これも住持名の比定には誤りがあつて、正しくは第十世順誓に關わる事蹟である。天正二年十一月一日に拝領した許可状とは、おそらくは一向一揆の総大将たる下間頼照から付与された寺領安堵状のことであろう。しかし残念ながらこれもいまに残されてはいない。

五

第十世順誓が天正二年(一五七五)八月十六日に木ノ日崩れによつて敗走する途中に討死したため、その遺跡を繼承することとなつたのは第十一世順芸である。彼は慶長九年(一六〇四)十一月五日まで存命したとされるが、しかし先代順誓の討死直後には、織田信長軍が本願寺派の探索とその処罰を徹底的に行つたから、順芸は当然逼害を余儀なくされたであろう。彼が真宗寺住持として活動できるようになるのは、信長が本能寺で滅ぼされる天正十年(一五六二)六月を待たねばならなかつたのである。

ところで、本願寺派の寺院(道場)坊主に対しては捕縛・処刑が行われたが、その門徒衆に対してはいかなる措置が取られたであろうか。

当郡中本願寺門徒之事、企悪行候付て、雖可被加成敗候、高田専福寺・称名寺・法光寺江出入可仕旨、被申付候条、早々可罷出候。若何かと相紛候輩於在之者、可為曲事之由候。猶使可被申候。恐々謹言。

右は天正三年十一月廿五日に遠藤惣兵衛(金森長近の被官人である)が大野郡内の給入衆・百姓中に宛てて発した書状で、大野郡内の本願寺門徒(坊主)が惡行を企てたために成敗を加えたが、その門徒衆については高田派の友兼專福寺・折立称名寺・岩倉法光寺へ所属するよう命ぜられたので、早々に帰属すべしと指示され、詳細は使者が申し伝えるであろうと述べている。

右の指示に基づいて折立称名寺は、新たに門徒となつた芦見谷の集落の惣代に対しても、次のような連署状を作成させた。

当村之儀、本願寺門徒に付而、雖可被加成敗候、高田三ヶ寺江御門徒被仰付候。忝存候。然者向後、いかやうにも寺役可相勵候。万一違乱存分申候者、急度可成御成敗候。仍如件。

天正三
十一月一日

さる谷村某下

惣代左衛門(略押)

中村

といり谷村

惣代左衛門太郎(略押)

大谷村

惣代小五郎(略押)

かこや村

惣代左衛門九郎兵(略押)

參

けうし村

(略押)

惣代孫三郎(略押)

山村

惣代与五郎左衛門(花押)⁽²⁾

すなわち、田谷村（堂下とは道場坊主の意か）・所谷村・中村・大谷村・かこや村（籠谷村）・けうし村（木吉村）・山中村（以上を芦見谷と総称する）の惣代が連署して、大野郡を管轄した金森長近に宛て、本願寺門徒が成敗されるのは当然であるにも関わらず、それを赦して高田派二ヶ寺に門徒として預けられることになったので、以後はいかなる寺役も相勤めると誓約しているのである。この連署状は称名寺所属とされた門徒衆が作成したものであって、残り二ヶ寺の専福寺・法光寺に預けられた門徒衆も、同様に誓約状を作成していたことと思われる。

そこで問題は、橋立真宗寺の門徒衆がどうなったかであるが、前述の高田派二ヶ寺の一つ岩倉法光寺がもともと橋立の近く近くに所存し、しかも同寺は橋立真宗寺からの分寺であったから、ここに真宗寺門徒衆が預けられるのが穏当な措置であったと判断される。しかしこれに対する称名寺が異論を唱え、真宗寺の本寺に位置する称名寺こそが、真宗寺門徒衆を預かるにふさわしいと主張したのである。かくして、真宗寺門徒衆をめぐる称名寺と法光寺との対立（競望）は、柴田勝家のものへ提訴されることになつたのである。

橋立真宗寺寺内井門徒、自先規當寺進退之儀、任証跡無紛之旨、勝家被成御一行候之条、彼得其意弥道場令再興、如先々參詣可為肝用候。於疎略者不可然候。恐々謹言。

(天正五年)
七月廿五日

(中村宗教)
聞下斎
一一(花押)

橋立之寺
惣門徒衆中 ⑩

この訴えを受け付けた勝家被官の聞下斎=中村宗教は、まず状況の調査を子細を行い、天正五年（一五七七）七月になつて、右のことを結論を出したのである。すなわち、橋立真宗寺の寺内と門徒衆は、先規より「御寺」=称名寺の進退に属し、これは「證跡」によって紛れないとしんである。よつて、まもなくに柴田勝家から安堵状が下されるので、その意を受けて道場を再興し、従来通りに参詣すべしと述べられている。続いて、勝家の発した安堵状が次のものである。

橋立真宗寺之事、為當寺末寺、坊跡内・門徒、自先規其方進退無紛之旨、任証跡之聞届候。自然他門江令出入輩在之者、速任先々旨可加成敗者候也。仍如件。

天正五年
折立
称名寺
七月十九日
勝家（黒印）

ここでも同様に、橋立真宗寺は称名寺の末寺として、坊跡内・門徒は先規より称名寺が進退を行つてきており、この点は「證跡」によって証明された。もし「他門」に出入りする者がいたならば、嚴重に成敗が加えられるであつた、と述べられているのである。

右の一点の裁許状に関しては、その内容が前節までに述べたことと大きく異なつてゐる理由を考えねばなるまい。すなわち、蓮如に帰依して高田派から本願寺派に転じた真宗寺は、天正三年（一五七五）八月に第十世順誓が一向一揆の大将として敗死するまで、一貫して本願寺派に属していたのであるが、右の裁許状では、真宗寺は高田派に属して称名寺の末寺だと述べられている。こうした食い違

いが、果たしてなぜ生じたのであらうか。そしていまひとつは、文言中でしきりと強調される「証跡」が、一体どの史料を指しているのかという点である。

右の疑問の解答は、実は次の史料のなかに隠されており、これこそが「証跡」に該当する史料である。

高田専修寺門弟并直參之事、内々他門徒江令出入之旨、岸彦兵衛尉披露處、如先々可令參詣之由被仰出候。若於違背族者、可有注進交名之旨候。恐々謹言。

永禄三

十一月十三日

(朝倉)
景連(花押)
(河合)(異筆)
吉統(御使)
(小畠)

長利(花押)
(前波)

景定(花押)

称名寺
(異筆)
〔真宗寺〕[◎]

これは朝倉氏奉行人が永禄三年（一五六〇）十二月に発した連署状で、その内容は、高田専修寺の門弟および直參道場が、内々に他派の寺院に入りしているよう、この旨を岸彦兵衛尉から朝倉義景に披露したところ、従来通りに専修寺に参詣せしむべしことであつた。よつて、もしこの仰せに違背する者がいたならば、直ちに交名を注進すべしと述べられている。これは、高田派本山たる専修寺が、永禄初年（一五五八）に越前熊坂に寺基を移転したのに対応して、朝倉氏が同派寺院・門徒衆に専修寺参詣を命じたものである。しかし問題なのはこの史料の宛所であつて、高田派称名寺が

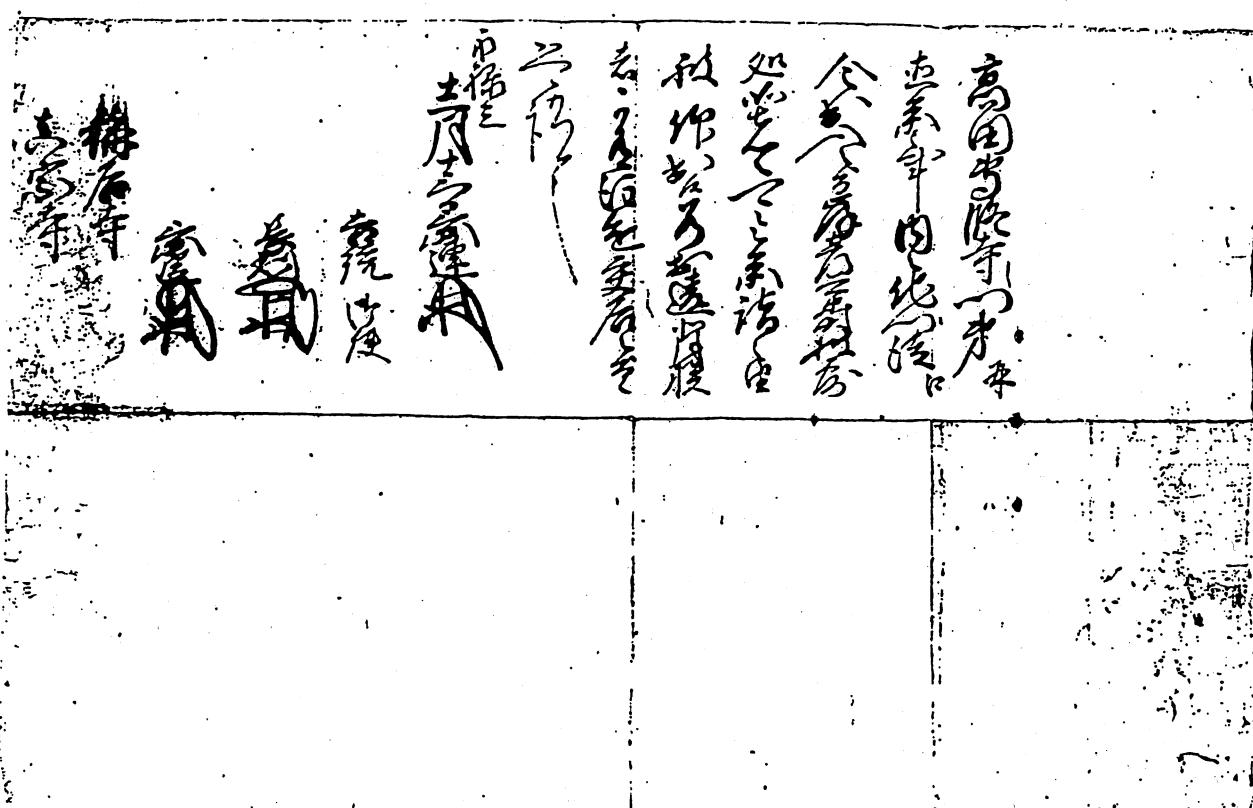


図3 「稱名寺文書」第2号、朝倉氏奉行人連署書状……末尾の「真宗寺」が異筆

ここに見えるのは当然として、それに連記して真宗寺が登場している点が、全くもつて解せない。この時点の真宗寺は、明らかに本願寺派に属していたはずなのである。

そこで当該文書の原本を詳細に検討した結果、驚くべき事実が判明した。すなわち、宛所の「真宗寺」の三文字は異筆なのである。図3では墨色の違いが判然としないが、原本において「真宗寺」の墨色は他の文字と比べてやや薄く、また筆の運びに勢いが乏しい。

袖と奥との余白には均衡が欠けていて、不安定な印象がある。これらに加えて特に注目すべきは、「寺」の第一二画から第二三画にかけての筆使いであって、他の二ヶ所に見える「寺」の筆の走りとは明らかに異なった、明白に別人の筆跡である。これらの点により、宛所「真宗寺」は異筆と判断せざるを得ないのであって、本来の宛所は「称名寺」だけだったのである。これならば、永禄三年の時点で高田派門徒衆を統括していたのは称名寺だけであったこととなり、他方、真宗寺についても、本願寺派に属し続けたという一貫した理解が可能になるのである。

かかる事実を踏まえて、いま一度、勝家の裁許状に立ち戻るならば、真宗寺門徒衆の帰属をめぐって法光寺と相論した称名寺は、このような重大な加筆を行つて「証跡」を偽造し、これを中村宗教に提出して一気に勝利の裁決を得ようとしたのである。「証跡」を示された宗教は当然、称名寺勝訴の裁決を下すこととなるが、これは大方の予想には反するものだつたに違いない。そのため事前に、無用の混乱を防止する措置を講じておかねばならず、そのために発せられたのが七月二十五日付けの書状なのである。宛所を「橋立之寺惣門徒衆中」として、裁決の結果をじかに真宗寺門徒衆に伝達しようと/or>している点、また文言中で称名寺のことを「当寺」と表現して、当該文書を称名寺坊主がみずから真宗寺門徒衆のもとへ持参して提示し、帰属の説得を行うことが前提とされている点、このような配慮を文言や宛所から看取することができるのではないか。

そしてこれをもとに想像を逞しくすれば、もしかすると中村宗教も「証跡」の偽造をあらかじめ承知していたのではないか。前節に引用した天正五年の柴田勝家書下状では、「坊跡内・門徒」と表記されていたから、真宗寺は天正三年（一五七五）八月に第十世順誓が討死したことと共に、破却または焼失させられて廢寺となっていたことが知られる。またその門徒衆も、本願寺派から高田派に転向を強制され、折立称名寺に帰属せしめられていたことが知られた。

しかるに天正八年（一五八〇）になると、本願寺と織田信長との石山合戦が終結し、また同十年六月には織田信長が本能寺で滅ぼされて、逼害を余儀なくされていた本願寺もようやく活動を再開できることとなる。真宗寺についても、後継の第十一世順芸が、高田派称名寺に帰属させていた門徒衆をまず復帰させ、また堂舎を再建する事業を取り組んだ」とと推測されるが、それは天正十年以後のことであろう。この順芸に関して、文政由緒書ではなにも事蹟

が記されていないが、明治由緒書では次のように見えている。

第十一世順芸代、東本願寺分派ス。教如宗主、書ヲ遣ハシテ、

東本願寺派ノ末寺トナランコトヲ勧ム。順芸就カズ。天正十二年、当國松岡ノ城主、長谷川藤五郎秀一ヨリ、寺地ノ免許書ヲ受領ス。⁽³³⁾

これによると、順芸のもとには教如から帰属を勧める書状が届けられ、順芸はこれを拒絶したと見えている。この教如による石山籠城戦継続の檄は、石山合戦最末期の天正八年に発せられたものであるから、すでにこの時点で順芸は後継の地位にあつたことが知られる。しかし門徒衆が高田派を離れて真宗寺に復帰するのは、やはり天正十年の信長滅亡を待たねばならなかつたのではないか。次いで天正十二年（一五八四）になると、松岡城主長谷川秀一から寺領安堵状が付与されたと見えている。これは、すでに真宗寺が本願寺派に復帰していることを示すものであろう。

順芸は慶長六年（一六〇一）に至つて絵像の修復を本願寺に依頼し、次のような准如裏書を添えて下付されている。

〔御影修復之時加詞也 橋立真宗寺安置也〕
（端裏書）

此御影旧損之間、所奉修復也。
依詣順芸慄望、以先年之筆跡残附
令之裏訖。

慶長六年歲辛丑九月三日書之。

糸准如 判

此裏書者、橋立真宗寺所持之

開山并蓮如壽像二尊也。

開山御影、依古損写直之時、如此○奥
書者也。⁽³⁴⁾

これによれば、真宗寺に伝來した親鸞・蓮如連座絵像には破損が目立つようになつたので、本願寺に依頼して写し直しを行つたと記されているのである。かくして順芸は、真宗寺の再興に種々の努力を傾け、慶長九年（一六〇四）十一月五日至つて死去したのである。

続いて第十二世順勝も、同様に真宗寺の再興に努力したと思われるが、文政由緒書では慶長十七年（一六一一）八月二七日に死去しただけ記されるにすぎない。明治由緒書では、

第十二世順勝代、本山本願寺ヨリ、爾後当寺永代、内陣官ヲ許可セラル。⁽³⁵⁾

とあって、真宗寺が西派ではかなり有力な地位に位置付けられていることが知られる。

続いて第十三世となるのが順教で、明治由緒書では次のように見えている。

第十三世順教代、寛永五年七月、今立郡橋立村ヨリ、当福井市柳町ニ移転ス。其後、万治二己亥年四月一日、類焼ニ罹り、同年転地ノ命アリ。寺地三百五拾壹坪八合五勺挙領シ、猶六百六拾四坪三合式勺ヲ所有シ、現在居住地。⁽³⁶⁾

すなわち、寛永五年（一六二八）に今立郡橋立村を離れて福井市柳町に移転し、さらに万治二年（一六五九）に火災で類焼したため

に移転を命ぜられ、尾上々町に転じたと語られているのである。そしてこの順教は、元禄元年（一六八八）三月三日に往生したとされているのである。

おわりに

本稿の検討で明らかにできた戦国時代の橋立真宗寺の歴史を、最後に簡単にまとめておきたい。

橋立真宗寺の開基とされる佐々木盛綱は、近江佐々木出身の佐々木義秀の三男で、相模秦野に居住していたが、越前に来て木部・岡保と転じ、さらに折立に至って称名寺を創建し、法名を光実坊法善と称した（正元元年死去）。この称名寺からまず分出したのが橋立真宗寺であつて、それは法善の隠居所が独立したものであろう。ところで、鎌倉期に越前に流入した念佛はほとんどが高田派であり、橋立真宗寺も同派であった。その後、折立称名寺からは黒目称名寺・天田正行寺が分立し、さらに黒目称名寺からは加賀小松称名寺が分立する。また橋立真宗寺からは岩倉法光寺が、さらに法光寺からは脇最勝寺が分立したものようである。

橋立真宗寺のその後の歴代は、第二世顕光（弘安七年死去）、第三世円道（徳治二年死去）、第四世覚実（延文二年死去）、第五世顕性（貞治二年死去）とされるが、この後はしばらく無住状態が続いた可能性があり、次いで第六世順光（文安四年死去）に続く。そしてこれ以後の住持の法名には通字「順」が用いられているから、血縁の父子が継承したことは確実である。この血脉相承の原則は、

本願寺派の組織拡大に重要な意味を持ったものと推測される。

第七世順円（延徳四年死去）の時代に本願寺蓮如が吉崎に来たので、高田派を離れて本願寺派に転ずることとなつた。次いで第八世順覚（永正十三年死去）は明応二年（一四九三）に、橋立村の寺地五反余を朝倉貞景から寄進されて除地とされた。この順覚は、存命中に本尊像の下付を申請していたが、完成した永正十五年（一五二八）にすでに順覚は死去していただけ、本願寺実如は後家妙忍に宛ててこれを下付している。絵像はあくまで、本願寺門主と住持との帰属関係を成立させる媒体であるから、住持が死去した場合にはその代理たる後家宛てとしなければならず、世代の異なる第九世順明に下付するわけにはいかなかつたのである。また絵像下付に合力した門徒衆の立場から言っても、当該住持宛て（またはその後家宛て）となつていなければ、彼らの往生が保証されたとは言えなかつたのであらう。

第九世順明については「天文御日記」にその名が登場し、記事によつて没年を享禄元年（一五一八）と計算できる。由緒書の没年記事とは齟齬が生ずるが、信頼度から言って「天文御日記」に従うべきであろう。この順明に関しても、その後の天文初年に本願寺から本尊像が下付されており、裏書では後家某宛てとなつてゐる。申請から下付までにかなりの長時間を要したのは、その経費捻出に手間取つたからであろうか。

第十世順誓（天正三年死去）も「天文御日記」に名前が見え、本願寺派では真宗寺がかなり枢要の地位にあつたことが知られる。彼

の時代の天文十年（一五四一）になって、尾張に居住する斯波右兵衛佐が越前回復の侵攻戦を企て、その一族で加賀に居住した斯波修理大夫義信が、真宗寺をはじめ田野最勝寺などに宛てて、馳走を求める書状を発していることが知られた。折しも朝倉氏内部では、当主孝景と対立した一族景高が、本願寺の協力のもとで越前復帰を果たそうとしていたから、斯波右兵衛佐はこれに同調して侵攻を計画したのである。しかしあいにくと景高は、まもなく九州に没落して失地回復を果たせず、また斯波右兵衛佐の侵攻戦も実施には至らなかつた。

順誓の事蹟でいまひとつ注目すべきことは、「一向一揆勢の大将の一人として木ノ日峠・鉢伏を守備し、天正二年（一五七四）十一月に総大將下間頼照から寺領安堵状を得ていたらしいこと、また翌三年八月の織田信長勢による総攻撃で一揆勢は総崩れ（木ノ日崩れ）となり、順誓も敗走する途中、同月十六日に白鬼女で討死してしまつたことである。その結果、真宗寺の堂舎は破却されてしまったようである。

かかる真宗寺を継承した第十一世順芸（慶長九年死去）は、信長勢の探索を逃れて潜伏を余儀なくされ、この状態は本能寺の変が起ころる天正十年（一五八二）六月まで続いたことであろう。一方、門徒衆については、高田派の折立称名寺に帰属させることとなるが、その帰属をめぐって称名寺と岩倉法光寺とが競争する事態が起きたため、柴田勝家の裁決を仰がねばならなかつた。地理的には法光寺が近くに所在して有利であったが、称名寺はその不利を挽回す

るため、所蔵文書に一部加筆を行つて証拠の偽造すらも行つていたのである。おそらくこの策略は、審理を担当した勝家被官の中村宗教と共に謀して実行されたものではなかろうか。

天正十年六月の織田信長滅亡により、本願寺派もようやく活動を再開できることとなつた。真宗寺後継の順芸も、まず門徒衆を復帰させ、次いで堂舎の再建に取り組んだことであろう。天正十二年（一五八四）には松岡城主長谷川秀一から寺領安堵状が下付されたらしい。また慶長六年（一六〇一）には、本願寺に依頼していた親鸞・蓮如連座絵像の修復が完成し、裏書きを添えて下付されていることが知られた。

続いて第十二世の順勝（慶長十七年死去）は内陣官を許可され、第十三世順教（元禄元年死去）のときの寛永五年（一六一八）には居住地を橋立から福井に転じたのであつた。

注

① 「越前国寺庵」（杉原丈夫・松原信之氏共編『越前若狭地誌叢書』下巻、松見文庫）。

② 文政田緒書（「龍谷大学大宮図書館所蔵文書」登録番号0111-1-153-1-1）。

③ 明治由緒書（「真宗寺文書」真宗寺明細書一『越前若狭一向一揆関係資料集成』）。

④ 拙稿「越前の真宗寺院と親鸞止宿伝説」（『若越郷土研究』第四〇巻四号掲載予定、一九九五年）。

⑤ 『福井縣大野郡誌』、一九一二年。

⑥ 折立の所属する郡をいまは足羽郡とするが、かつては大野郡であった。よつ

て以下では明治期の住所表示法を取ることとする。

⑦ 「福井県坂井郡誌」、一九一一年。

⑧ 「福井県足羽郡誌」後編、一九四三年。

⑨ 「石川県寺院明細帳—能美郡・小松市真宗大谷派」（大桑亮氏校訂『加越能寺社由来』下巻—石川県図書館協会『日本海文化叢書』第一巻）。

⑩ 「福井県足羽郡誌」後編。

⑪ 同右書。

⑫ 明治由緒書。

⑬ 同右史料。

⑭ 「夷如裏書写」（左右田昌幸氏「史料情報—裏書写四点」—『本願寺史料研究』第六号、一九九三年）。

⑮ 「天文御日記」天文二十年八月十日条（『真宗史料集成』第三巻、一向一揆）。

⑯ 「証如裏書写」（左右田氏「史料情報—裏書写四点」）。

⑰ 「天文御日記」天文二十三年三月二十一日条。

⑱ 「天文御日記」天文七年二月一日条・同七年五月二十一日条・同十一年五月十一日条・同十三年八月二十日条・同十五年十一月九日条・同十八年三月九日条・同二十年六月五日条・同二十年八月十日条・同二十三年二月二日条。

⑲ 明治由緒書。

⑳ 「真宗寺文書」真宗寺明細書の後半部分。

㉑ 「安養寺文書」第一五号（『岐阜県史』史料編・古代中世一）。なお詳細は拙稿「戦国時代の田野最勝寺」（未発表）。

㉒ 「天文御日記」天文十年九月三日条。なお朝倉景高に関しては松原信之氏「朝倉光政と大野領—朝倉右衛門大夫景高と式部大輔景鏡の研究を含めて—」（『福井県地域史研究』第五号、一九七五年）で検討が加えられている。

㉓ 明治由緒書。

㉔ 「下問系図」の下問述頼（頼照）の項（『真宗史料集成』第七巻、伝記・系図）。

㉕ 「西光寺古記」五五（『真宗史料集成』第七巻、伝記・系図）に、「卅才祐寿木ノ目崩ノ時、討死、八月十五日」と記されている。

㉖ 明治由緒書。

㉗ 「称名寺文書」第七号（『福井県史』資料編七・中近世五）。

㉘ 「称名寺文書」第八号。

㉙ 「称名寺文書」第一二号。

㉚ 「称名寺文書」第一〇号。

㉛ 「称名寺文書」第一号。

㉜ 明治由緒書。

㉝ 左右田昌幸氏「史料紹介—准如様御筆御影御贊御裏書」第三四号、親鸞・蓮如連座御影修復裏書写（『本願寺史料研究所報』第一号、一九九一年）。

㉞ 明治由緒書。

㉟ 同右史料。

㉟ 付記）本稿を草するに当たっては、佐々木実凌氏（折立称名寺住職）に文書閲覽の便宜を賜り、また複写掲載にも御了解を戴いた。末尾ながら厚く御礼申し上げます。（福井県武生市常久町二—十一）

史料紹介「橋立真宗寺由緒書（文政由緒書）」

(「龍谷大学大宮図書館所蔵文書」登録番号011111五三一一)

(表紙)

「越前国足羽郡福井

由緒書

真宗寺」

覚

越前国足羽郡福井
昌向山真宗寺

当寺開基之儀者、人皇五十九代宇多天皇、第九之皇子敦実親王、五代之後胤從五位下左近將監成頼。始而佐々木之氏を給、近江國佐々木二住、弓馬之道を嗜。四代之孫佐々木源三義秀之三男、三郎左兵衛尉、相州秦野二住、杉山堀口之合戦、四度懸前。十六歳之時、父之命二従、豆州二至、左兵衛佐頼朝公二脣近して、粉骨を尽也。仁安元年、於御前加冠、盛綱与給。元暦元年、平行盛、城を備前之児島二構、頻ニ招之。盛綱名馬乗、藤戸之海路廿町余を渡。則六騎隨ひ、終攻落行盛候時、盛綱ニ給御感状之等、左二、

自昔雖有渡河水類、未聞以馬凌海路例。盛綱振舞希代勝事也。

元暦元年
十二月廿六日

佐々木三郎殿

頼朝御判

其後、越前之国今立郡方上之庄橋立村ニ居住仕候處、承元々年丁卯三月、高祖聖人、北越御左遷之砌、不思議ニ一夜之御宿仕、如何成宿因ニ哉、一座之蒙御教化を、無ニ之信者と成。夫々供奉仕、越後國ニ至而御弟子と成、法名を光実坊法善与被下。其後、橋立村ニ帰

り、一字を建立して真宗寺与相名乗、則佐々木伝來之弥陀之尊像、并上宮太子十六歳御自作之靈像を安置し、自行化他、祖師之遺誠を守、終ニ定業限有之。祖師之御遷化ニ四年先立、正元々年己未七月、二日、往生。則法善之木像者、讚名其祖師之御真筆ニして、于今伝来仕候。

第二世、顯光。弘安七年甲申六月五日往生。
第三世、円道。德治二年丁卯三月十日往生。

第四世、覺寔。延文二年丁酉十月六日往生。
第五世、顯性。貞治一年癸卯正月十四日往生。

第六世、順光。文安四年丁卯三月四日往生。
第七世、順円。延徳四年壬子八月十四日往生。

第八世、順覺。永正十三年丙子四月廿一日往生。
第九世、順明。(元年戊子カ)享禄四年辛卯四月十七日往生。

第十世、順誓。天正二年甲戌八月十六日往生。
(三年乙亥カ)

第十一世、順芸。慶長九年甲辰十一月五日往生。

第十二世、順勝。慶長十七年壬子八月廿七日往生。

第十三世、順教。元禄元年戊辰三月三日往生。

第十四世、順孝。元禄十五年壬午十月十二日往生。

第十五世、順覺。延享二年乙丑正月五日往生。

此代、元禄十三年甲辰十一月、院家官御免。

元文二丁巳年三月、隠居願之通り蒙御免、齡台院之号を被下置

候。

第十六世、順専。

此代、元文三戊午年五月、住如上人之御一字を拝領して、住専与改。同年六月十三日往生。証誠院与私ニ名付申候。

第十七世、法順。明和四年丁亥五月十一日往生。誠実院与私ニ名付申候。

申候。

第十八世、法賢。文政十丁亥年二月十四日往生。

文化十一甲戌年隱居願之通蒙 御免、妙相院之号を被下置候。

第十九世、文順。

此代、文化十二乙亥年二月、巡讀官 御免。

文政九年丙戌十一月五日往生。常轉院与私ニ名付申候。

第二十世、本順。

一、寺中光養寺。國絹袈裟官。當寺無住ニ御座候。
右之通相違無御座候。以上。

文政十三年寅九月
越前国足羽郡
福井
真宗寺（黒印）

今号は、スペースの関係で頁数調整の「史料情報」を休みます。編集子としても少し樂をさせていただきます。さて、次号はだれから原稿が送られてくるのか楽しみです。何人かの方のお顔が思い浮かんできます。催促はしませんが、よろしくお願ひします。
夏には次号を発行したいと思います。（左）

〈編集後記〉

今回の「所報」は、紙面の印象がいつもとは随分と違っているので、衣装替えをしたのかと思われたかもしませんが、これは作成手順の相違によるものです。

何度かの試行錯誤の末、結局、小泉先生がすでにA5版で手間暇を掛けて作っていた版下を利用させていただくことにしました。本願寺史料研究所でも、小泉先生より頂戴した版下から一応、再入力しては見たのですが、頁数の関係と誤入力・誤変換によるミスを防ぐため、いつもとは違う作成手順を探った次第です。これまで発行した十冊を作った経験では対応できなかつた部分が、小泉先生のおかげでクリアできました。今後、頁数が多くなり過ぎそうな時に利用できるノウハウが蓄積できました。小泉先生には原稿をいただいたことと共に、この面でも感謝する次第です。ただ、複写機の解像力が悪いので、きれいな版下も実際の「所報」では現状程度にしかなりません。